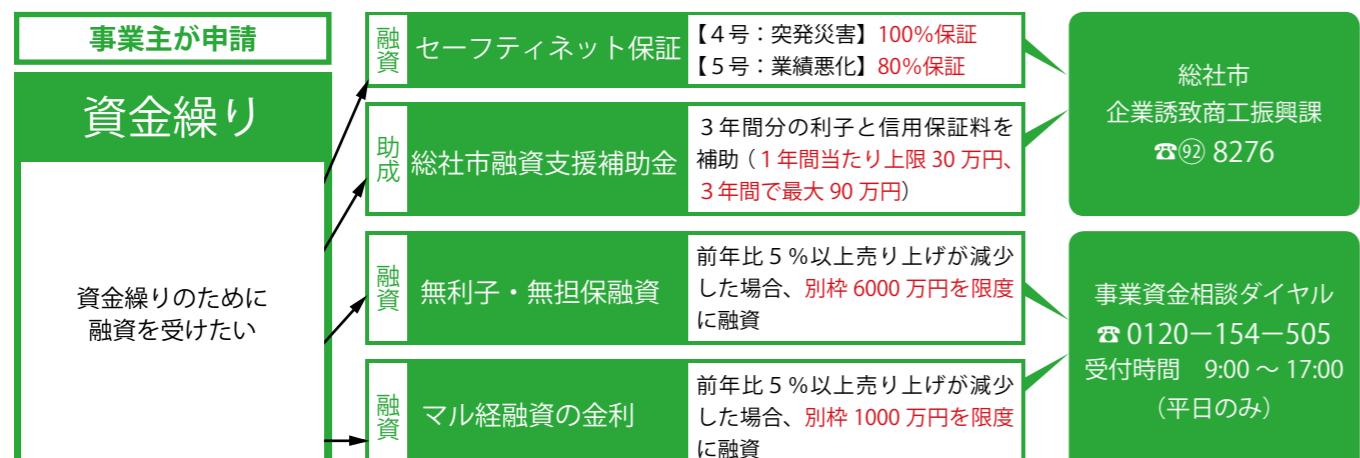
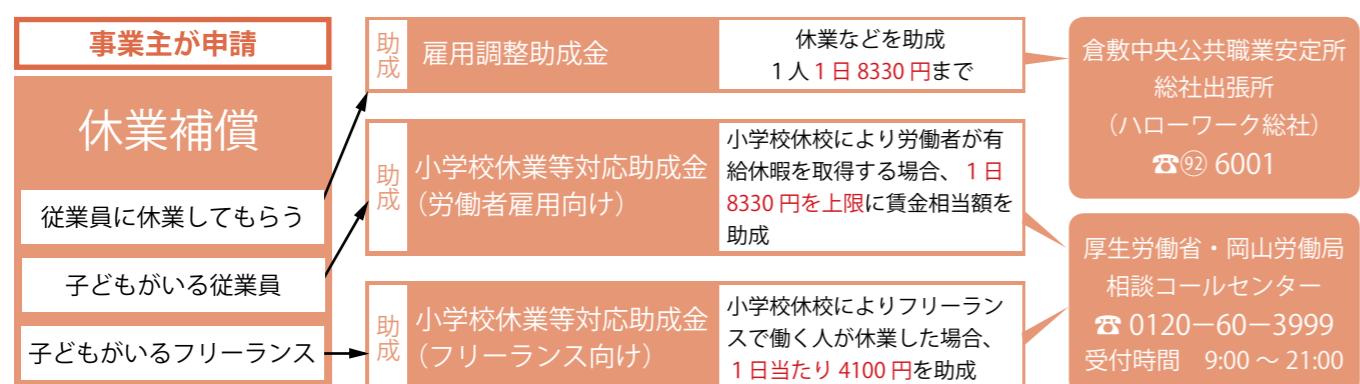


# 新型コロナウイルス感染症に伴う 経済支援制度

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休業や失業などにより収入が減少する世帯や事業所が増加しています。経済的に支援を必要とする人や事業主が利用できる制度と相談先の一部を紹介します。

市ホームページにも支援制度を随時掲載しています。

問い合わせ 企業誘致商工振興課（☎⑨ 8276）



# 新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急経済対策



## 4カ月分の水道料金を 全世帯完全無料化

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として、水道料金と工業用水道料金を4カ月分無料にします。生活に直結する水道料金の負担を取り除くことで、市民や事業所を支援することが狙いです。

無料化するのは水道料金と工業用水道料金で、市内全世帯と水道利用企業が対象。詳細については、下記のとおりです。

問い合わせ 上水道課総社の水お客様センター（☎⑨ 8326、清音出張所内）



写真はスマイル保育園  
水道料金を無料化し  
手洗い・うがいを励行。

種類	対象	無料期間
水道料金	市内全世帯、水道利用企業	令和2年度 2期（4・5月使用料）【納期限7月31日（金）】 3期（6・7月使用料）【納期限9月30日（水）】
工業用水道料金	市内工業用水道利用事業所	令和2年4～7月使用料

※下水道等使用料は対象外



## 子育て世帯への臨時特別給付金を支給

令和2年4月分（4月から高校に進学している場合は3月分）の児童手当受給者を対象に、臨時特別給付金として児童1人につき1万円を支給します。

対象者には通知文を発送しています。公務員以外の人は、児童手当の振込口座へ5月下旬以降に順次入金します。

公務員の人は申請が必要です。所属庁で支給対象者である証明を取得し、市役所に申請してください。郵送での申請も可能です。

※所得制限限度額を超える所得があり、特例給付を受給している人は対象外

問い合わせ こども課子育て支援係（☎⑨ 8268）

